

年 月 日

那覇市保健所長 宛

管理者 住 所
フリガナ
氏 名
電話番号

診療用放射線照射器具設置届

診療用放射線照射器具を設置したので、医療法第15条第3項及び同法施行規則第27条の規定により、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

1 病院又は診療所の名称	(フリガナ)			
2 開設場所	〒			
	TEL		FAX	
3 設置(使用予定)年月日	年 月 日			
4 開設許可又は変更許可 年月日及び同指令番号	年 月 日 那覇市指令健保生第 号			

1. 放射線診療装置等に関すること

5・診療用放射線照射器具を使用するために必要な施設・設備等の放射線障害防止に関する構造設備の概要

診療用放射線照射器具 (呼称) :						
製 作 者 名						
型 式						
個 数						
装備する放射性同元素		種類				
		数量	ベクレル(Bq)			
物理的半減期						
合計数量		ベクレル(Bq)				
物理的半減期が 30 日以下のもの		1 日最大使用予定数量		ベクレル(Bq)		
		最大貯蔵予定数量		ベクレル(Bq)		
用 途 (該当する□に☑をつけること)		☐ ¹⁹² Ir ワイヤ ☐ ¹²⁵ I シード ☐ ¹⁹⁸ Au グレイン ☐ ²²⁶ Ra 針・管 ☐ その他 ()				
天井、床及び周囲の画壁等は外側における実効線量が 1mSv / 週以下					☐ 以下 ☐ 超える	
診療用放射線照射器具を使用するために必要とする施設・設備等の放射線障害防止に関する構造設備の概要		診療用放射線照射器具使用室		☐ 有 ☐ 無		
		放射線治療室		☐ 有 ☐ 無		
		管理室		☐ 有 ☐ 無		
		処置室		☐ 有 ☐ 無		
		貯蔵施設	貯蔵室	☐ 有 ☐ 無		
			貯蔵箱	☐ 有 ☐ 無		
		運搬容器		☐ 有 ☐ 無		
		専用便所		☐ 有 ☐ 無		
	貯蔵容器・運搬容器	貯蔵室、貯蔵箱等の外部との区画			☐ 有 ☐ 無	
		貯蔵施設の外部における実効線量が1mSv/週以下となる措置			☐ 有 ☐ 無	
		貯蔵室の耐火性			☐ 有 ☐ 無	
		貯蔵室の開口部は甲種防火戸			☐ 有 ☐ 無	
		貯蔵箱の耐火性			☐ 有 ☐ 無	
		人が常時出入りする出入口、1箇所		かぎ・その他 ()		
		外部に通ずる部分の閉鎖設備			☐ 有 ☐ 無	
		貯蔵施設である旨の標識			☐ 有 ☐ 無	
		貯蔵・運搬時の実効線量が100μSv/週 at 1m 以下となる措置			☐ 有 ☐ 無	
		貯蔵容器の気密性			☐ 有 ☐ 無	
		こぼれにくい構造、浸透しにくい材料			☐ 有 ☐ 無	
		貯蔵容器である旨の標識			☐ 有 ☐ 無	
	貯蔵容器に核種・数量の表示			☐ 有 ☐ 無		
	受皿、吸収材等の汚染の広がり防止設備、器具			☐ 有 ☐ 無		
	放射線障害の防止に必要な注意事項の掲示			従 事 者 用		☐ 有 ☐ 無
				患 者 用		☐ 有 ☐ 無
	診療用放射線照射器具使用室である旨を示す標識				☐ 有 ☐ 無	
	診療用放射線照射器具を使用しているときは、診療用放射線照射装置使用室の入り口にその旨を表示				☐ 有 ☐ 無	
	管理区域	管理区域を設ける場所			別添図面の通り	
		管理区域の境界における実効線量が 1.3mSv / 3 月以下			☐ 以下 ☐ 超える	
管理区域である旨の標識			☐ 有 ☐ 無			
管理区域への立入の制限措置			☐ 有 ☐ 無			

	敷地の境界等・その他	病院又は診療所内の人が居住する区域及び敷地の境界における線量限度は実効線量が 250 μ Sv/3 月以下		☐ 以下 ☐ 超える
		病院又は診療所内の病室に入院している患者の被ばくする放射線(診療により被ばくする放射線を除く)の実効線量が 1.3mSv/3 月以下		☐ 以下 ☐ 超える
		放射線診療従事者の被ばく測定器具 【種類・名称】 該当する□に☑をつけること ☐ガラスパッチ ☐ポケット線量計 ☐OSL 線量計 ☐TLD ☐その他()		☐ 有 ☐ 無
		放射線診療従事者等用の防護用具 【種類・名称】 該当する□に☑をつけること ☐プロテクター ☐防護手袋 ☐防護衝立 ☐その他		☐ 有 ☐ 無
	放射線障害の防止に関する予防措置の概要	監視用モニター		☐ 有 ☐ 無
		放射線発生時の自動表示装置		☐ 有 ☐ 無
		エックス線シュミレーションの併設		☐ 有 ☐ 無
		放射線測定器 【種類・名称】		☐ 有 ☐ 無
		校正用線源		☐ 有 ☐ 無
6. 診療用放射線照射器具を特別の理由によりエックス線診療室又は診療用放射線照射装置使用室で使用する場合の適切な防護措置の概要(注6)	エックス線診療室	特別な理由によりエックス線診療室で使用する		☐ 有 ☐ 無
		使用室名		
		標識(照射器具を使用する旨の記載)		☐ 有 ☐ 無
		使用する核種		
		診療用放射線照射器具使用室		☐ 有 ☐ 無
		放射線治療病室		☐ 有 ☐ 無
		防護衝立、防護スクリーン等の防護措置		☐ 有 ☐ 無
		使用室内の床等の仕上げ材		☐ 適 ☐ 不適
		放射線測定器・保管簿等		☐ 有 ☐ 無
		運搬容器		☐ 有 ☐ 無
		管理責任者の選任・組織図の作成		☐ 有 ☐ 無
	診療用放射性同位元素使用室	特別な理由により診療用放射性同位元素使用室で使用する		☐ 有 ☐ 無
		使用室名		
		標識(照射装置を使用する旨の記載)		☐ 有 ☐ 無
		診療用放射線照射器具使用室の有無		☐ 有 ☐ 無
		放射線治療病室		☐ 有 ☐ 無
		防護衝立、防護スクリーン等の防護措置		☐ 有 ☐ 無
		放射線測定器・保管簿等		☐ 有 ☐ 無
		運搬容器		☐ 有 ☐ 無
		管理責任者の選任・組織図の作成		☐ 有 ☐ 無
	手術室	特別な理由により手術室で使用する		☐ 有 ☐ 無
		使用室名		
		標識(照射器具を使用する旨の記載)		☐ 有 ☐ 無
		使用する核種		
		診療用放射線照射器具使用室		☐ 有 ☐ 無
		放射線治療病室		☐ 有 ☐ 無

		防護衝立、防護スクリーン等の防護措置	☐ 有	☐ 無	
		使用室内の床等の仕上げ材	☐ 適	☐ 不適	
		放射線測定器・保管簿等	☐ 有	☐ 無	
		運搬容器	☐ 有	☐ 無	
		管理責任者の選任・組織図の作成	☐ 有	☐ 無	
	診療用放射線照射装置使用室	特別な理由により照射装置使用室 (RLAS) で使用する		☐ 有	☐ 無
		使用する核種			
		標識（照射装置を使用する旨の記載）	☐ 有	☐ 無	
		感染症防止対策のための手洗い場所	☐ 有	☐ 無	
		麻酔に関連した配管類（笑気・酸素・吸引）の整備	☐ 有	☐ 無	
		線源の紛失防止方法			
		放射線治療病室	☐ 有	☐ 無	
		防護衝立、防護スクリーン等の防護措置	☐ 有	☐ 無	
		使用室内の床等の仕上げ材	☐ 適	☐ 不適	
		放射線測定器・保管簿等	☐ 有	☐ 無	
		運搬容器	☐ 有	☐ 無	
		管理責任者の選任・組織図の作成	☐ 有	☐ 無	

（注意）

- 1 診療用放射線照射装置ごとに記入する。
- 2 6. については、該当する場合のみ記載すること。

2. 放射線診療従事者等に関すること

放射線診療に従事する医師・歯科医師・診療放射線技師の氏名、経歴等		
氏名	職種	放射線診療に関する経歴
年 月 日		資格取得年月日： 免許登録番号：第 号
年 月 日		資格取得年月日： 免許登録番号：第 号
年 月 日		資格取得年月日： 免許登録番号：第 号

(注) 氏名の下に生年月日を付記すること

(注意)

- 1 設置日とは、病院・有床診療所は使用許可日とし、無床診療所は漏えい線量測定実施後で、診療を開始した日とする。
- 2 開設許可番号等の記入について
病院及び法人診療所で開設許可又は開設許可事項変更許可がある場合は記入すること。
- 3 添付書類1、2、3に管理区域を明示すること。
- 4 添付書類3.に管理区域の標識、使用中の表示、注意事項の掲示した位置を明示すること。
- 5 該当しない欄は斜線で埋める。
- 6 漏えい線量測定は、装置の設置や使用室の構造を変更した後に行い、その測定結果を添付すること。ただし、法人化等により運営を継続させる場合であって、構造設備等に変更が無いときは、医療法施行規則第30条の22に基づき定期的に行っている測定結果（設置前6ヶ月以内のもの）を添付しても差支えない。
- 7 様式サイズは、A4とする。

(添付書類)

1. 管理区域を明示した隣接部の平面図 (病院・診療所)
2. 使用室等の詳細図 (病院・診療所)
3. 遮へい計算書等 (病院・診療所)
4. 測定結果（診療用放射線照射装置） (病院・診療所)
5. 使用した測定機器の校正証明書の写し (病院・診療所)
6. 装置の一覧表 (病院・診療所)
7. 装置の仕様書（定格出力、型式の記載ページのみ）の写し (病院・診療所)